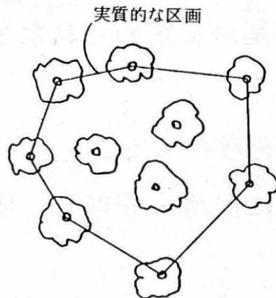


緑地面積の測定方法（第13条関係）

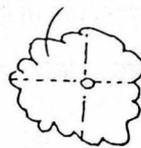
- 1 樹木が生育する土地（10 m²当り高木が1本以上又は20 m²当り高木が1本以上及び低木が20本以上あること。）で、さく、置石、へい等により区画されているもの（単に溝や段差を設けることでもよい。以下同じ）については当該土地の区画を緑地面積として測定する。
- 2 樹木が生育する土地で、さく、置石、へい等により区画されていないもののうち、次の場合は実質的に区画されているものとして扱い、次のように測定する。
 - ① 外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積（以下「実質的な区画」という。）を緑地面積として測定する。（例1参照）
 - ② 一列並木状の樹木が生育する土地で、さく、置石、へい等により区画されていないものについては、当該並木の両端を並木に沿って測った距離に1 mを乗じた面積を緑地面積として測定する。（例2参照）
 - ③ 単独の高木については、1本当り10 m²で換算する。そのうち申請時に樹冠の水平投影面積が10 m²を超えるものについては、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として計算する。この場合の水平投影面積は、当該樹冠の最大径とこれに直交する径の平均を直径とした円の面積とすることができる。（例3参照）
 - ④ 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地の面積については、当該表面が被われている土地の面積を緑地面積として測定する。
 - ⑤ 芝生の中に樹木が混在する場合は、主な緑化の方法による面積とし、重複しない。（例4）
 - ⑥ 法面（斜面）の緑化は、法面の水平投影面積を緑地面積として測定する。

例1

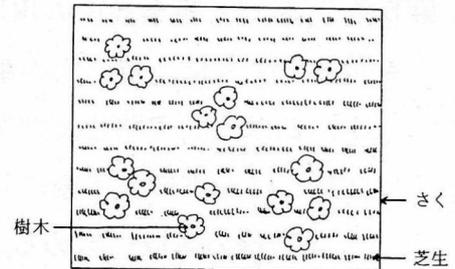


例3

樹冠の投影面積が10m²を超えるものはその投影面積



例4



例2

